

ミドル世代のインターン（職場実習・体験） 受け入れにご協力ください

- **ミドル世代（就職氷河期世代）**の方に向けて、就業体験を通じて、業種・職種への理解を深めてもらうためのインターン（職場実習・体験）を実施します。
- **インターン**は、原則期間2～7日で1日3時間以上（所定労働時間内）を目安とします。

※就職氷河期世代（昭和43年4月2日から、昭和63年4月1日までの間に生まれた方）のうち、ハローワークがインターン対象者として適当と認めた求職者の方が対象。

※インターン受け入れで対象者の雇用を負うものではありません。対象者が貴社の求人に応募を希望した場合は、ハローワークから紹介状を交付させていただき、採用選考のステップに進んで頂く場合もあります。

インターン受け入れで期待できること

ミスマッチの防止

職場実習・体験を通じて職場の雰囲気や業務の理解が深まることで、十分に職場を理解した上での応募が期待で、入社後のミスマッチや早期離職の防止が期待できる

人材の見極め

面接等では把握できない職種への適正や対象者の勤務態度・人柄を知ることができる
よい機会

人手不足の対応

社員の年齢バランスのギャップを解消し、技能継承のための体制整備が可能となる

職場の活性化

新しい視点での意見や、指導側の気付きから改善などにつながるキッカケとなる

求職者

ここで仕事を
してみたい

皆さん親切で
元気な会社

こんな仕事が
あるんだ

事業所

この人に来て
ほしい

指導役社員は
指導力あるな

飲み込みが早いま
じめな人だな

インターンの受け入れの流れと手続き

1

受入条件票の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入し提出

2

インターン希望者情報の受け取り

インターンの希望者があった場合、希望者の情報をハローワークから連絡

3

実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合は、実施の計画を様式に記入し提出

4

覚書の締結、実施決定

労働局と受入事業所の間で保険の加入等を確認し、労働局と覚書を締結
その後、労働局・ハローワークから実施決定通知書を送付

5

インターンの実施

インターン参加者への業務指導の実施

6

報告書の作成・提出

インターン終了後、実施報告書等を様式に記入し提出

7

謝金の受け取り

受け入れ人数 1 人当たり最大 5 万 5 千円の謝金を労働局よりお支払い
(3時間以上 6 時間未満 : 2,750円/日 6 時間以上 : 5,500円/日 謝金の対象は10日間で上限)

保険の加入

インターン中の万が一の事故に備え、インターン受入事業者とインターン対象者ともに、国負担の保険に加入して頂きます（費用・手続きともに国負担）。

損害保険
※インターン対象者のみ加入

インターン対象者が、受入事業所でインターン実施中および、インターン対象者の自宅と受入事業所との往復途上に偶然ケガをしたことが原因で、事故の日から180日以内に医療機関を受診し、入院・通院・手術した場合および、死亡・後遺症傷害を負った場合に保証対象となります。

賠償責任保険

インターン対象者が受入事業所でインターン実施中に過失により他人に傷害を与え（他人にケガをさせたり、他人の所有物を破壊させた等）、これが原因で民法上の規定により法律上の損害賠償責任を負った場合に保証対象となります。（過失によりインターン受入事業所の所有物およびリース・レンタル物件を損壊させた場合も含む）

お問い合わせ・連絡先

<インターンの制度・保険に関する問い合わせ>

神奈川労働局職業安定課
就職氷河期世代職場実習・体験担当
TEL 045(650)2800

<インターンの申し込みに関する問い合わせ>

ハローワーク藤沢
事業所部門（担当：山口）
TEL 0466(23)8609（31#）
FAX 0466(25)4714